

お客様 各位

## 無線機器のスプリアス規格の変更

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は、弊社製品をご愛顧賜わり誠に有難うございます。

総務省から発表されております『スプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準の改正』に伴い、弊社製無線操縦装置クレディコンシリーズの対応状況について、下記の通りご連絡させていただきます。  
敬具

### 記

世界無線通信会議（WRC）において、無線通信規則（RR）の改正を踏まえ、情報通信審議会における技術的条件の審議及び電波監理審議会における関係省令の改定案を経て、総務省は2005年12月1日付けで無線設備のスプリアス発射の強度に係る技術基準等の関係省令及び関係告知の無線設備規則（1950年電波監理委員会規則第18号）を改正し、同日付で新たな許容値が適用されました。

このため、旧規則（2007年11月30日以前に製造）に基づいて製造された無線操縦装置は技術基準適合証明の効力は失効致しますので、2022年以降は使用できなくなります。

ただし、電波法で「送信電界3m地点で500 $\mu$ V/m以下と規定される」微弱無線局には該当する規定項目がありませんので本件の対象外です。

上記規則変更に基づき弊社の無線操縦装置について規制対象・対象外について下記に記載します。

装置名称	電波仕様	規制対象	備考
ニュークレディコン	微弱無線	対象外	微弱無線は規定項目なし
クレディコンA	特定小電力 429MHz帯	★全機種規制対象	——
クレディコンB	特定小電力 429MHz帯	★2005年製造 の一部機種は規制対象	規制対象となる製番 600000～601071・605610～606083
		上記以外は新規格対応	——
クレディコンG クレディコンGH	特定小電力 1.2GHz帯	新規格対応	——
クレディコンM	特定小電力 312MHz帯	新規格対応	——
クレディコンIII	微弱無線	対象外	微弱無線は規定項目なし

上記のとおり、クレディコンBにつきましては2005年製造（無線機の製造年）分の一部の製品は規制対象となるものがあります。

この場合、送信機のみ新しいものに交換いただければ「規制対象外」となります。受信機は既設のものを使用可能です。

以上